**別表六の二（十八）付表三　記載要領**

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の２第１項又は第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「(1)≧８％若しくは(1)≧10％又は(別表六の二(十八)「１」)＝０の場合　60万円×(2)＋50万円×(4)　(7)」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。次号及び第４号において「平成30年改正法」という。）附則第107条第２項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「(1)≧８％若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(1)≧10％」を消すこと。

3　「(1)＜５％又は(1)＜10％の場合　30万円×(2)＋20万円×(4)　(9)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には「(1)＜５％又は」を消し、その他の場合には「又は(1)＜10％」を消すこと。

4　「個別税額控除相当額　(7)、(8)又は(9)　(10)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(7)、(8)又は(9)」とあるのは、「(7)又は(9)」として記載すること。

別表六の二に十五の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十五)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(十七)付表「10」の合計）」に、「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」に、「調整前連結税額（別表一の二(一)「２」、別表一の二(二)「２」又は別表一の二(三)「２」）」を「調整前連結税額（別表一の二「２」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十五)「７の⑬」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑮」）」に改め、同表を別表六の二に十七とする。

別表六の二に十四付表の記載要領第１号中「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14の３第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加え、同第11号を次のように改める。

3　「差引改定取得価額　(8)－(9)　(10)」の欄は、特定事業用機械等（租税特別措置法第68条の14の３第１項に規定する特定事業用機械等をいう。）に係る一の特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいう。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円（当該特定事業用機械等が平成31年４月１日前に取得又は製作若しくは建設をされたものである場合には、100億円）を超える場合には、

「差引改定取得価額」＝(80億円又は100億円)×$\frac{(8)-(9)}{\text{一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額}}$　(10)

と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表六の二に十四付表を別表六の二に十六付表とする。

別表六の二に十四を削り、別表六の二に十三付表を別表六の二に十五付表とし、同表の次に次の１表を加える。